

栃木会第215号
令和7年12月5日

会員薬局・店舗販売業 開設者様
管理薬剤師様

一般社団法人 栃木県薬剤師会
会長 梅野和邦

緊急避妊薬を販売する薬剤師及び薬局・店舗販売業の
近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

緊急避妊薬のスイッチOTC化に関しては、既にご承知のことと存じます。

今般、「緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について（令和7年10月28日付け厚生労働省医薬局総務課・同審査管理課事務連絡/医薬総発1028第1号、医薬薬審発1028第1号）」に基づき、本県では、栃木県医師会と本会との間で相互に名簿を共有することが合意され、連携体制を構築することができました。

つきましては、下記のとおり「緊急避妊薬販売薬局等名簿」への登録手続きを開始いたしますので、登録を希望する薬局・店舗販売業は、登録フォームからご入力ください。

なお、登録した薬局等へは、栃木県医師会が管理する「連携医療機関名簿」の提供があり次第送付いたしますことを申し添えます。

記

1. 登録フォームURL

<https://forms.gle/vZzqMJFd9dTzpGLh8>

※登録の際には、別紙「緊急避妊薬販売に係る県医師会・薬剤師会間の連携体制参加にあたっての確認書」に必要事項を記入し、登録フォームにアップロードしてください。

登録フォームに別紙を添付できない場合はメールで提出してください。

[提出先メールアドレス : chousa_01@tochiyaku.com]



2. 登録期限 毎月5日で締め切り、10日頃に更新します。

◇初回は、令和7年12月15日（月）15:00で締め切ります。

3. 登録費用 事務管理費として年額12,000円（税込）。

ただし、栃木県薬剤師会B会員薬局は、本会より12,000円負担いたしますので、実質無料です。

4. その他 (1)詳細は、本会ホームページをご確認ください。

(2)販売しようとする薬剤師は、日本薬剤師研修センターが主催するe-ラーニング研修を修了し、別途厚生労働省への手続き（申告）が必要です。

(一社) 栃木県薬剤師会 事務局
TEL : 028-658-9877 / FAX : 028-658-9847
E-mail: totiyaku@fine.ocn.ne.jp